協議資料

(1) 県立高等学校生徒の自死事案について 【教育委員会事務局】

調 査 報 告 書 【概 要 版】

2020年7月22日

県立学校児童生徒の重大事案に関する調査委員会

目 次

第1章	本委員会の設置と活動経過		1 真
第1	本委員会設置までの経緯 (省略)		
第2	本委員会の目的・構成・所掌事務 (省略)		
第3	本委員会の活動		
1	開催経過		
2	聴き取り調査		
3	アンケート調査		
第2章	本件事案の事実経過		
第1	Aについて		
1	性格・人柄・成育歴		
2	家族関係		1頁
3	小学校及び中学校におけるバレーボールへの取り組み		
妆	に況並びに高校選択	*******	1頁
第2	当該学校について (省略)		
第3	高校入学後自死までの経緯等		2頁
I	高校入学から2年生まで		2頁
1	男子バレーボール部の状況		2頁
2	1年次の状況		2頁
3	2年次の状況		3 頁
П	3年生になってから自死まで		4 頁
1	高総体前の状況		4 頁
(1) クラスでの様子		4頁
(2	2) 4月ころの様子		4 頁
(3	3) 5月から6月ころの様子		4 頁
2	高総体の状況		5 頁
(1) 当日の様子		
	2) 翌日以降の様子		
3	高総体後の状況	********	6 頁
(1)練習の状況及びAの様子		6 頁
	2) 体育祭での怪我とそのころの様子		
	3) 東北大会での様子		
	6月29日から7月1日の状況		
	7月2日から3日の状況		

	6	7月3日当日及びそれ以降の状況8頁	
第	4	本事案の背景8頁	
	Ι	X顧問の指導等について8頁	
	1	X顧問の経歴等8頁	
	2	X顧問の性格等 ······8頁	
	(]	1) 生徒からの評価8頁	
	(2	2) 教員からの評価9頁	
	3	X顧問が実際に行っていた指導9頁	
	(]) X顧問の指導全般について9頁	
	(2	2) X顧問の指導における言動9頁	
	(3	3) Aに対するX顧問の言動9頁	
	(4	4) X顧問による体罰の有無について10頁	
	(5	5) X顧問による無視について10頁	
	4	X顧問の指導における言動の客観的評価10頁	
	(]) 評価にあたっての視点及び基準10頁	
	(2	2) X顧問の言動の検討11頁	
	5	X顧問の部活指導に関わるガイドライン等についての	
	iii	B:識 1 1 頁	
	Π	E大学推薦入学決定の経緯等について11頁	
	1	E大学推薦入学決定の経緯11頁	
	2	Aの両親及びX顧問の意向12頁	
	3	スポーツ推薦入学における顧問の役割 (省略)	
	4	バレーボール推薦によるE大学進学に対するAの思い12頁	
第	5	当該学校の対応13頁	
	1	本件事案発生までの状況及び背景 13頁	
	2	本件事案への対応 13頁	
		.) 全校生徒とその保護者への対応	
		2) 遺族への対応13頁	
		3) マスコミへの対応14頁	
		1) 県教委への対応 14頁	
	:0	5) その他 (省略)	
第		県教委の対応 15頁	
	1	本件事案発生までの状況及び背景	
	2	本件事案への対応	
		1)遺族への対応	
	(2	2) 当該学校への対応15頁	

(3) マスコミへの対応	1	6頁
(4) 議会における対応	1	6頁
第3章 本件自死と学校生活との関わりについての考察		
第1 自死に関する精神医学的知見等		
第2 本件自死に関する危険要因(因子)の検討	··· 1	7頁
I 遺伝学的・生物学的因子、家族特性・児童期体験につ		
いて	· 1	7頁
Ⅱ 性格特性および精神障害について	··· 1	7頁
Ⅲ 環境要因(地域、友人・仲間)について		
Ⅳ 環境要因(学校生活に関連する要因)について	• 1	7頁
1 身長が高いことに対する嫌忌の念と運動能力に対する		
劣等感	··· 1	7頁
2 E大学に進学せざるを得ない状況に至ったことによる		
絶望感	1	8頁
(1) 強豪校でバレーボールを続けることについての不安		
と拒絶感	1	8頁
(2) バレーボール推薦によるE大学への進学についての		
同意と内定	1	8頁
(3) E大学に進学せざるを得ない状況に至ったことによ		
る絶望感	1	8頁
3 「バレーボールをしていなければ自分には何もない」		
という認識と強豪校でバレーボールを中心とした生活を		
送ることへの拒絶感との相克	• 1	9頁
4 苦しみを分かち合えず理解してもらえないことによる		
		9頁
5 絶望感及び孤立感の増大と希死念慮の増強		
(1) 3年生進級後のAの状況	1	9頁
(2) 4月以降集中的かつ強まっていたX顧問の叱責及び		
暴言	2	0頁
(3) 高総体決勝敗北の責任は自分にあるという自責の念		
と X 顧問の発言 ····	2	0頁
(4) 支援を得ることができなかったことによる孤立感		
V 「心理的視野狭窄」について		
第3 本件自死と学校生活との関わりについて	2	1頁
第4 遺書について	2	2頁

第4章	当該学校の対応についての検証及び考察2	3頁
第1	本件事案に至るまでの対応についての検証及び考察2	3頁
1	F高事案についての校長の認識と対応2	3頁
2	部活動指導にかかわるガイドライン等についての校長	
(の認識 2	3頁
3	学校生活アンケートへの対応2	3頁
4	自死の危険性についての学校(顧問、担任等)の認識	
•	と対応 ······ 2	4頁
5	当該学校における情報共有の問題2	4頁
第2	本件事案発生後の対応の妥当性についての考察2	4頁
1	全校生徒とその保護者への対応2	4頁
2	遺族への対応2	4頁
3	マスコミへの対応2	5頁
4	県教委への対応2	5頁
第5章	県教委の対応についての検証及び考察2	5頁
第1	本件事案に至るまでの対応についての検証及び考察2	5頁
第2	本事案発生後の対応の妥当性についての考察2	6頁
1	遺族への対応2	6頁
2	当該学校への対応2	6頁
(1)学校調査への対応2	6頁
(:	2) 校長への対応2	6頁
3	マスコミへの対応2	6頁
4	議会への対応2	6頁
第6章	再発防止策の提言-岩手モデルの策定-2	7頁
<方針	計1> 悩みや苦しみを抱えた生徒が援助希求できる体	
	制の構築 2	7頁
1	子どもの自死に関する教職員の対話的な学び2	7頁
2	生徒からの声を掬い上げ対応することができる体制の	
₹	溝築 2	7頁
3	生徒への援助希求行動の啓発	8頁
<方針	針2> 生徒の主体性を育む指導体制の構築2	9頁
1	実際の事例の問題点を正確に把握し、共有するシステ	
	ムの構築2	9頁

2	ボトム	アップによ	るガイト	ジライ	ンの展開	*******		2 9	頁
3	選択す	る力を育て	る進路指	導				3 0	頁
4	生徒の	主体性を育	む条件整	修備			***********	3 1	頁
<方針	3 >	提言に基づ	く岩手モ	デル	の発信			3 2	頁

- 第1章 本委員会の設置と活動経過
- 第1 本委員会設置までの経緯 略
- 第2 本委員会の目的・構成・所掌事務 略
- 第3 本委員会の活動
 - 1 開催経過

本委員会は、2019年1月6日から2020年7月22日までの間、全23回(延べ29日間)にわたり委員会を開催した。

2 聴き取り調査

延べ27日間(約76時間30分)にわたり、バレーボール部員、クラスメイト等当該学校の生徒(42名)、校長、顧問、教員等の学校関係者(15名)、県教委関係者(3名)、その他本件について情報を有していると思われる関係者(10名)、ご遺族(3名)、合計73名から聴き取り調査を行った。

3 アンケート調査

本件事案について広く情報を収集すると同時に、当該学校における学校 生活の実情を把握するため、2019(平成31)年2月21日付で、当該 学校の全校生徒に対して、アンケート用紙を送付して調査を実施した。

その結果、回答数は247件、全校生徒の29.58%の回答があった。 回答の内訳は、別紙1のとおりである。

第2章 本件事案の事実経過

- 第1 Aについて
 - 1 性格・人柄・成育歴

Aは、極めてまじめであり、責任感が強く、完璧主義であり、自己中心的な態度をとらず、常に他者に配慮して、社会的道徳的に是とされる態度や周囲から期待される態度を社会的な場面で貫く人であった一方、まじめすぎて、あるべき姿や周囲から期待される行動をとれないことで自分を責めやすく、考えすぎて落ち込みやすい性格でもあった。

2 家族関係

家族関係については、相互の仲が良好であり特に問題は認められていない。

- 3 小学校及び中学校におけるバレーボールへの取り組み状況並びに高校選択
- (1) Aは小学校中学年時に地元のスポーツ少年団に入ったのがバレーボール との出会いである。高学年のとき、監督の言葉に傷ついて、バレーボール をやめたいと言ったことがあるが、バレーボールをやめることなく続けた。

(2) Aは、中学校に進学し、野球部に入りたいと周囲に話していたが、自分は運動神経が良いわけではないと認識していたこともあり、慣れているバレーボールを選んだ方が良いと判断したこと等により、バレーボール部に入部した。Aは、バレーボールにまじめに取り組み、技術も向上し、3年生時には全国都道府県対抗中学大会(JOC)の岩手県選抜の代表選手にも選ばれている。

Aは、県内の中学生の中でもひときわ長身であったが、友人に繰り返し、 身長があることは自分にとって良いことではないと発言していた。また、 当時の顧問からの厳しい言葉に、複数回、バレーボール部をやめたいと話 し、部活や学校を休んだこともあったが、卒業までバレーボールを続けた。

- (3) Aは、高校でバレーボールを続けるかどうか悩み、別の高校への進学を 希望していたが、周囲からの勧めや、バレーボール漬けの生活の中で受験 勉強が難しくなったこともあり、バレーボール推薦で入れる当該学校に入 学することとなった。
- 第2 当該学校について 略
- 第3 高校入学後自死までの経緯等
 - I 高校入学から2年生まで
 - 1 男子バレーボール部の状況
 - (1) 当該学校バレーボール部は、県下で名高い強豪校であり、平日に1日休みが設定されていたものの、部員はバレーボール中心の高校生活を送っていた。部員には、「レギュラークラス」の部員とそうではない部員とがいたが、そのことが部の雰囲気を悪くしていたという事実はうかがえず、まとまりがあり、強豪校ならではの活気があり、部活動は楽しかったと肯定的な評価をしている部員が多い。
 - (2) 部員たちによると、Aと同学年の部員は、部活内のみならずプライベートでも仲が良く、それは一貫して変わることはなかったとのことである。 下級生の部員との関係も良く、下級生はAの学年の部員を尊敬ないし慕っていた。
 - (3) Aは、身長はあるが筋力が追いついていない、若干不器用で技術がそこまで高いわけではない等の評価もされてはいるが、総合的には同学年の部員からも評価され、後輩からも憧れをもたれ、主力選手、中心選手の一人であったことは疑いがない。また、優しくて部内でも人気者であった。なお、試合中に決められなかったりして自信をなくすと、そのままずるずるミスを続けてしまったり、自分を責めたりすることがあった。
 - 2 1年次の状況

Aは、1年生から試合に出ており、高身長ということもあって、同学年の

部員達からも一目置かれていた。部員や保護者は、高校に入ってから技術も伸び、楽しそうに生き生きとバレーボールに取り組んでいたように見えたと述べている。ただ、部活内では高評価でも、A本人は自分自身のプレーに満足していないことも多く、思うようにできないと言って悔しがったり、上手くできずにX顧問に怒られ、泣いたりしたこともあった。

3 2年次の状況

(1) Aは、2年生時にもレギュラーであった。6月の高総体前に、先輩の言葉がきつすぎて耐えられないとして部活をやめたいと述べたことがあったが、X顧問が先方にそれを伝えてたしなめ、Aはその後すぐにチームに戻った。

秋ころから、Aは、X顧問に集中的に怒られたりすることがあり、バレーボールが辛い、自分だけ怒られるなどという悩みを時折漏らすようになった。冬ころ、Aは友人に、X顧問に怒られるのでもうバレーボールをやりたくない、X顧問に期待してもらっているから怒られるのだろうとは分かっているが、その期待に応えられない自分も嫌だし、怒られるのはつらい、と話している。

また、Aは友人に、しばしば「自分は背が高いだけで運動神経は決して良くない。周囲の期待に自分の実力は追いついていない」という思いを語っており、試合中に思うようなプレーができず自信を失うとミスを続けたり、自分を責めたりすることがあり、敗戦後に自分を責めて落ち込んでいる姿が複数の部員やクラスメイトによって目撃されている。

(2) 進路に関して

Aは2年生の時点で、すでにバレーボールの推薦によるE大学への進学の話が出ていたが、A本人は、バレーボールの強豪校であるE大学に進学してバレーボールを続けたくないという強い思いを抱いており、2年生の夏休みころには親しい部員に「E大学はきついと聞いているので行きたくない」と告げ、11月以降も、先輩が怖い、練習が厳しそう、大学ではもうバレーボールはしたくない、公務員になって普通の生活がしたいなどと友人達に話し、その後も継続的にE大学に進学してバレーボールを続けることについての不安や悩みを口にしていた。

しかし、2年生時の2月2日、AはE大学バレーボール部の監督に会い、Aのバレーボール推薦によるE大学進学が内定した。

Aは、それ以降も、同学年の部員に対して幾度も「E大学に行くのが怖い」「E大に行ってもやっていける気がしない」「バレーボールでやっていける気がしない」等と告げている。

なお、X顧問は、そうした不安や悩みをまったく聞いていなかった。

- (3) 12月に、Aは友人にLINEで「手首を切ったことがある」「人には言わないで」と伝えたことがあり、友人が理由を聞いたところ、「自分はいる意味あるのかな」と回答している。また、2年生時の終盤には、「俺死んじゃえばいい」「いなくなればいい」等をLINEで他の友人に伝えたこともあった。
- (4) Aは、2月には、ある全国選抜の1次選考のための1次合宿に参加した。そして、3月に行われた2次選考のための合宿にも参加したが、12名が選抜される全国選抜には選出されなかった。
- Ⅱ 3年生になってから自死まで
- 1 高総体前の状況
- (1) クラスでの様子

クラス全体の雰囲気も仲も良く、Aはクラス内での人気者であり、周囲 に常に人が集まり、中心的人物であった。

(2) 4月ころの様子

Aは最上級生になり、徐々にX顧問による指導がより厳しくなっていった。Aは口数が少なくなり、言動も否定的なものになったと述べる友人や知人が複数いる。また、他の部員に対して、E大学に進学してもついていけるのか、将来やりたいと考えていることをE大学でできるのかといった不安を述べ、学校も部活も嫌だと述べることもあった。このころ、Aの手首から肘の方に向けてひっかいたような大きめの傷や、手の甲にかさぶたのような大きな傷があったのを見たという者がいる。

(3) 5月から6月ころの様子

5月に入り、複数の部員は、それまでよりAがX顧問から集中的に怒られるようになったと感じていた。X顧問の口調もかなり激しいものだったという。Aがプレーでミスしたときなどに、しばしば「お前はバカか」「アホか」という言葉を発するほか、「バレーやめたら」「もうバレーするな」「ほかで経験したのにどうしてお前はできないんだ」「代表に選ばれているのにどうしてできないんだ」「お前の代わりなんていっぱいいるから、レギュラーじゃなくてもいいんだよ」などといった言葉をかけることもあり、また、X顧問が怒りながら投げつけたり打ちつけたりしたボールがAの顔面等に当たるのを目撃した部員もいる。Aは、連続して叱責されると、プレー中でも声が出せなくなり、下を向いてプレーして、点数をとってもあまり嬉しそうな様子を見せず、長時間口をきかなくなることもあったという。

また、Aは、「E大学のバレーボール部は練習も上下関係も厳しいと聞

いているので行きたくない」「行ってもやっていける気がしない」「自分なりのプレーができるか不安だ」「大学に行ってもバレーボールはしたくない」「E大学に行くのが怖い」など、友人らに不安や恐怖を訴えていた。また、進路が決まっていない生徒に対して、「いいな。自分で進路を決めることができてうらやましい」「俺はもう道が決まっているからな」「バレーを続けたくないけど、俺はやらなきゃいけない運命だから」「俺は別の大学に行きたいけど、バレーボールでE大学に行かなければならない」などの発言もしていた。

5月上旬ころ、X顧問はAの左腕の内側にあざのような傷があるのを発見した。Aは傷をテーピングで隠していたが、本人に確認したところ、「何でもないです、大丈夫です」と言っていたという。

友人によると、Aは、5月ころから言動がネガティブになり、だんだん 暗くなり、梅干しの種に毒がある、紫陽花の葉に毒がある、衣料の防腐剤 にも毒があるなどの話や、事故といった死に関する話題が増えていき、 徐々に暗さが増す方向になっていったとのことである。

ある部員は、5月末ころ、Aから「X顧問に叱られるのが嫌だ、辛い」という言葉を聞いている。また、Aが自殺サイトを見ているというのを聞いて、引きずられるからやめろと忠告したという。5月から6月ころ、AがX顧問に怒られた後、体育館内のトイレで「もう嫌だ」「使えないなら使うな、なんで使ってるんだよ」等と言いながらトイレットペーパーを潰して投げつけているのを目撃した者もいる。

なお、このころ、Aの手の甲に、傷跡があったことを複数の部員が目撃している。また、Aの家族も左右両方の手の甲に、傷跡が2カ所あるのを発見し、自傷行為を疑ってわざとやっているのかと質問したところ、Aは「かゆくてかきむしった」と答えたという。

2 高総体の状況

(1) 当日の様子

6月3日、高総体の県予選決勝で当該学校は敗退した。この敗退は部員達にとって大きなショックだった。セッターとミドルのAの調子が良くなかったというのが、学年を問わず複数の部員が共通して持った感想だった。Aは、敗退は自分のせいであるととても自分を責めており、敗戦直後に部員に「俺のせいだ、ごめん」と謝罪し、友人やクラスメイトにも「自分のせいで負けた」という趣旨の発言をし、SNSにも「役に立てなかった。応援してくれた人に申し訳ない」などと投稿した。

なお、X顧問は、試合直後のミーティングでは「敗退は自分の責任である」と述べていた。

(2) 翌日以降の様子

翌日の4日、部員達は学年ごとのミーティングで敗因の分析等を行い、 セッターとミドルであるAの連携が良くなかった、という指摘が出され た。そのミーティングの結果はX顧問も同意していた。

3 高総体後の状況

(1)練習の状況及びAの様子

高総体後、試験期間が終わった6月11日の練習再開日、練習の雰囲気に今ひとつ締まりが無かったこと等から、練習の最後にX顧問が怒り、セッターとミドルのAを指して「お前らのせいで負けたことを分かっているのか」ないし「セッターとミドルのせいで負けた」という、2人に敗戦の責任があるとする趣旨の発言をした。耳にした部員達の中には「言い過ぎだ」「そこまで言うことはないのに」と思った者もいた。X顧問のこのような発言はその時1回限りではなく、その後も行われていたようである。

高総体後の練習において、Aに対するX顧問の指導が厳しくなったと感じていた部員は多い。「それでもJOCか」「脳みそ入ってんのか」ないし「脳みそに入ってんのか」「背は一番でかいのにプレーは一番下手だな」「そんなんだからいつまでも小学生だ、幼稚園児だ」「3年生になってそんなこともできないのか」「使えない」といった発言を行っていた。Aが厳しく言われて落ち込み、部員も声をかけることができず孤立するように見えたりする場面もあった。Aは、高総体後にX顧問の指導が厳しくなったことで「バレー最近嫌だな」などと言っていた。また、「怒られると考え込んでしまう」「死んだら楽になるかな」「自殺方法を調べてる」などの発言をしたこともある。数名の部員は、Aは、6月中旬ころから練習後一人でいることが多くなったと述べている。

6月には、多くの部員やクラスメイトが自傷行為を疑わせる傷があるの を確認している。

6月12日、学校生活アンケートが実施され、この中の「本校はいじめ等を受ける危険性の有無という点で、あなたにとって安全な場所ですか」という設問に、Aは「安全でない場所がある」と回答した。しかし、この回答はY担任も校長も認識しておらず、学校が何らかの対応をした形跡もない。

高総体後、Aは元気がなかったように見えたと言う証言は多いが、考え 込むタイプで試合後に落ち込むことはこれまでもあることだったことか ら、特別に危険視していたという声はない。しかし、Aは友人とのLIN Eでは、幾度も死について言及したり、大学の4年間は牢獄だ、身長なん ていらない、バレーボールが苦しい、という趣旨のことを告げたりしている。

(2) 体育祭での怪我とそのころの様子

6月19日の体育祭の際、Aの手の甲と腕に傷があったのを複数のクラスメイトが目撃している。

このころ、教室で、授業中も休み時間中もずっと窓の方を見て誰とも話さないことがあり、体育祭の時も本人は全く笑顔を見せていなかったという。また自死関連サイトや自死のイラストなどをSNSに投稿するなどといった行動もあり、毒物についての話を親しい友人に繰り返したりもしていた。

友人とのLINEには、死にたいほどの心の苦しみや痛み、身長などいらないから運動神経が欲しい、助けて欲しい等の趣旨の訴えが記されている。

(3) 東北大会での様子

6月22日からの東北大会において、Aは酷い捻挫であったが、自ら大会に出場し、チームは3位になった。なお、その際、Aは、学外のバレーボール指導者に、大学には不安はあるが大学に行っても頑張りたいと述べていたという。

大会後、Aは、練習終了後の自主練に参加しないで帰ったり、部員に対して「自分がミスして、一人でいると死ぬことしか考えられない」と告げたこともあった。また、東北大会の前ころから、Aが廊下の窓から身を乗り出したり、手すりに寄りかかって窓枠に足をかけていたり、ベランダで手すりから乗り出したりしている姿が多くのクラスメイトによって目撃されており、6月26日ころには、ベランダで会話中に「じゃあ」と言って飛び降りる真似をしている。

4 6月29日から7月1日の状況

天皇杯直前の6月29日(金曜日)の練習において、AはX顧問に「お前はそれでも3年生か」「だから負けるんだよ」「部活やめろって言ってるんだ」など、かなり強く怒られている。語調はかなり厳しく、しかも繰り返し言われ、Aは声を出せなくなって下を向いてしまい、さらに練習終了後にも誰にも話かけず周囲から孤立しているように見える状況だったという。Aが「もうやってられねえ」と述べるのを聞いた者もいる。

6月30日及び7月1日の天皇杯予選の際、Aは、後輩に、「今日は試合に出たくない、代わりに出てくれ」という趣旨の話をしているが、プレー中には特に変わったことはなかった。この大会中、Aは、後輩に、E大学の練

習や寮生活に不安を持っているような話をしたことから、後輩が、練習ついていくのは大丈夫かと尋ねたところ、Aは、「俺、首つりしたい。首つって死ぬかもしれない」という発言をしている。また、この大会中、Aがリベロと交代をした際、X顧問にアドバイスをもらいに行ったが全く答えてもらえなかった場面が目撃されている。さらに、Aがベンチ等でも他の同級生達と少し離れたところに1人でいる姿も目撃されている。

また、Aは、このころ、自死を想起させるような絵をSNSに投稿し、友人とのLINEにも、死にたいという趣旨の言葉を記している。

5 7月2日から3日の状況

7月2日の朝、Aは友人に事故に遭いたいという趣旨の話をしていた。この日は学外でのトレーニングの日であり、練習の際に「今までありがとう」と声をかけられた者がいるものの、家族も関係者も、この日に特別な兆候はなく、普通の様子であったと述べている。

6 7月3日当日及びそれ以降の状況

7月3日朝6時ころ、母親がAの自死を発見し、警察及び学校に連絡した。 数日後、遺書が発見された。遺族は、7月10日に「遺書が見つかった」 と学校に連絡した。

第4 本事案の背景

- I X顧問の指導等について
- 1 X顧問の経歴等

X顧問は、F高校に勤務していた際、あるバレーボール部員(以下「D」という)に暴言及び暴行を行ったとして、民事訴訟を提起されている。X顧問は、暴言等の一部を認めたものの、暴力は否定していた。一審判決は、X顧問が1時間にわたって叱責し鍵を壁に投げつけ机を強打した行為について、指導として社会的相当性を欠き違法行為に当たるとして岩手県に対して20万円の支払いを命じる一方、DがPTSDを発症していたとは認められず、不登校との因果関係も認められないとした。なお、本件事案発生後、X顧問の平手打ちの事実や「お前は駄馬だ」「駄馬がサラブレットに勝てるわけねえんだ」等の発言を認定して岩手県に40万円の支払いを命じた控訴審判決が確定したことから、県教委は、2019(平成31)年3月20日、X顧問に対し、減給1月の懲戒処分を行った。

2 X顧問の性格等

(1) 生徒からの評価

X顧問は、多数の部員や生徒から、親しみやすく、偉そうにするところがなく、接しやすく、部員との距離も近く、仲も良かったと評価されてい

る。他方、少数ながら、感情が表に出やすいタイプで気分によって態度を 変えるところがあった等述べる部員もいる。

(2) 教員からの評価

当該学校の教員からは、おおらかな部分もあるが勤勉でまじめな性格、 自分に厳しい人、明るく生徒とも冗談を言って笑っていた、てきぱきとは っきりと行動するタイプ、社交的で教職員ともとても仲が良かったなどと 評価されている。

3 X顧問が実際に行っていた指導

(1) X顧問の指導全般について

ア 当該学校バレーボール部では、主将を中心に部員が自ら考えた練習も かなり取り入れられていた。

X顧問の指導については、他の教員や多くの部員から、情熱・熱意をもって真剣に取り組んでいたと評価されており、X顧問の指導を高く評価する部員からは顧問として復帰してほしいと願う声も出された。また、X顧問は、生活面についても指導してくれた、大学進学についても部員の意思を尊重しながら助言やサポートをし、熱心に取り組んでくれたとの評価もなされている。

イ 他方で、部員を差別的に取り扱っていた、自分の怒りをぶつけていた 等評する部員もいる。

(2) X顧問の指導における言動

ア X顧問が、部員を指導する際、大きな声を発したり、声を荒げたり、 怒鳴ったり、怒るような言い方をすることがあったことは、ほとんどの 部員が認めている。部員によると、その際、「中学ではそんな文化でや ってきたのか」「おまえはそれだけうまい選手じゃないんだから、もっ と基本的なものとかを見直してプレーしろ」「バレーやめたら」などの 言葉や、そうした言葉とともにしばしば「バカ」「アホ」「てめえ」と いう言葉も使われることがあった。

イ X顧問のこうした言動に対する受け止め方は、部員によって異なり、 指導の一環であって暴言ではない、自分たちが強くなるための愛の鞭で ある、選手を奮い立たせチームの士気を高めるために必要なものである と感じていた者がいる一方、自分の怒りをぶつけているだけだ、差別的 だと感じていた者もいた。

(3) Aに対するX顧問の言動

多くの部員は、X顧問のAに対する叱責や厳しい言動は、2年生時の秋 ころから厳しくなったと感じており、3年生に進級した4月ころから次第 に強まり、高総体が終わった6月ころからは一層強まったと述べている。

(4) X顧問による体罰の有無について

X顧問は、レシーブの練習において、選手の顔面や体に向けてボールを投げたり打ちつけたりすることがあったが、レシーブ練習の一環であって意図的にぶつけているわけではないと説明している。

試合で相手のスパイクが顔面付近を襲うことはありうることであり、それに対応するための練習が必要なことは理解でき、X顧問が故意にボールをぶつけたと断じることは困難である。しかし、X顧問が怒りながらボールを打ちつけたりするのを見て、故意にぶつけたと感じた部員も少なくないことからすると、Aにおいても、故意にボールをぶつけられたと感じていた可能性を否定することはできない。

(5) X顧問による無視について

X顧問は、部員がアドバイスを求めに行っても、目を合わせず、言葉もかけず、あるいは手を振る動作によって来ないでいいことを示すことがあり、Aに対しても同様の態度をとることがあった。

X顧問は、同じ注意をする必要はない場合に来なくていいというシグナルを出すことはあると述べている。しかし、X顧問の真意や意図はともかく、こうした態度に接した部員らは「無視された」「流された」と感じていたのであるから、Aにおいても、「無視された」と感じた可能性を否定することはできない。

4 X顧問の指導における言動の客観的評価

(1) 評価にあたっての視点及び基準

生徒は未成熟な段階にあり、また、部活動は学校教育の一環として、豊かな人間性、創造性、健やかな身体を養い、個性の確立に努めることを目標としていることからすると、部活動の指導といえども、いたずらに生徒を威圧・威嚇する言動、独善的に執拗かつ過度に負荷を与える言動、身体や容姿に関する言動、生徒の人間性や人格を否定したり貶めたりする言動、自尊感情を奪うような言動、希望や意欲を失わせるような言動は、不適切であり許されるものではないといわなければならない。なお、文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」(以下「文科省ガイドライン」という)や日本バレーボール協会の「指導における倫理ガイドライン」(以下「協会ガイドライン」という)も同様の指摘をしているところである。

(2) X顧問の言動の検討

前述したX顧問のAに対する各発言は、いたずらに威圧、威嚇する発言、 人格を否定し、意欲や自信、自尊感情を奪う発言であるといわなければな らない。

なかでも、「ミドルとセッターのせいで負けた」との趣旨の発言については、敗因を指摘し今後の練習課題を明らかにするものではなく、負けた責任をAやセッターに押し付ける発言と評せざるを得ず、自信を喪失させ、自尊感情を奪い、人格を否定する発言であるとともに、独善的かつ過度に精神的負荷を与える発言であると言わなければならない。

以上からすると、X顧問の上記各発言は、いずれも、指導の手段として 社会的相当性を欠き、または指導としての域を超えるものであり、教員と しての裁量を逸脱したものであったといわなければならない。

5 X顧問の部活指導に関わるガイドライン等についての認識

X顧問は、「文科省ガイドライン」、「協会ガイドライン」、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁)、日本体育協会等による「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」のいずれについても、内容の詳細は覚えていないとしている。

また、X顧問は、F高校事案の法廷での尋問において、「現在では、考えを改め、平手でたたくという行為は許されないものと認識しています」と証言する一方で、「(部員に対して平手や両手でたたいた行為というのは)体罰だったかもしれませんが、暴力だったとは思いません」と証言していた。本委員会において上記認識について改めて確認したところ、X顧問は、現在は、どういう理由であれ有形力を使うということは絶対だめだという認識であると述べながらも、「相手を傷つけようと思って叩くのが暴力であり、相手を傷つけるつもりではなくて叩くのは暴力ではない」という認識には変わりがないと述べた。

以上述べたように、X顧問は「相手を傷つけようと思って叩くことはしてはいけない」という認識を有しているのみで、上記の各種ガイドライン等について、いずれもその内容を理解しておらず、指導に生かすことも行っていない。

Ⅱ E大学推薦入学決定の経緯等について

1 E大学推薦入学決定の経緯

AのE大学進学の話がどのように進められてきたのかについては必ずし も明らかではない。

2年生時の7月の三者面談の際、Aの母親は、Y担任に対して、AはE大

学への推薦をもらえることになったのでそのような形で進むことになると伝え、Y担任がX顧問に確認したところ、AはバレーボールでE大学に入学できる見込みであり今後本人の希望する学部の話を進めていくことになるとの説明を受けた。

8月中旬、X顧問は、Aの母親に、大学推薦は大丈夫であると伝え、9月中旬には、進学先もE大学で決まっている旨告げるとともに、E大学はしっかり者が行くところというAの固定観念をぶっ壊してほしいと伝えている。

その後、E大学からX顧問に対し、AをE大学に入学させたいとの連絡があり、X顧問はその旨及び個人的にはE大学に進学してほしいと希望している旨をAの母親に伝えたところ、母親は非常にありがたい話ではあるがAはまだ進学先にピンと来ていないようであり、よく分からないのだと思うと回答している。

その後、X顧問は、今後の進路についてAの考えを聞いたところ、Aは、なれるのであればプレミアリーグの選手になりたいと思っていると回答した。X顧問は、そうであれば、なおさら現時点で日本一のE大学でバレーボールをするべきだと思うし、レベルの高い環境に身を置いて挑戦してほしいと思うと述べ、どうするか尋ねたところ、Aは「E大学でお願いします」と回答した。そこで、X顧問は、Aの母親にAとの話し合いの結果を伝えるとともに両親の意向を尋ねたところ、Aの母親は、親としてはお願いしたい旨の回答をした。

そして、母親が帰宅したAに確認したところ、E大学に決めたと述べたため、Aの母親はX顧問にその旨連絡した。

2018年1月に、E大学からX顧問に対し挨拶に伺いたいとの連絡があり、その後、AとAの母親は、E大学バレーボール部の監督に会い、その席にはX顧問も同席した。その際、監督から、E大学の説明やバレーボール部の状況についての説明とともに、E大学に入学するからにはとりあえずはプロを目指して欲しい、という話もなされた。

2 Aの両親及びX顧問の意向

1で述べた事実に照らすと、Aの母親もX顧問も、Aが推薦によりE大学に入学することを希望していたものと認められる。

- 3 スポーツ推薦入学における顧問の役割 略
- 4 バレーボール推薦によるE大学進学に対するAの思い

Aは、前述の通り、友人らに、E大学に入学してバレーボールを続けることへの不安や恐怖を繰り返し訴えるとともに、E大学に進学することについてもバレーボールを続けることについても強い拒絶感を継続的に示してい

た。

しかしAは、自分の真意を家族にも話しておらず、X顧問やY担任等の教員にも進路についての不安を話したり相談したりすることもなかった。

第5 当該学校の対応

1 本件事案発生までの状況及び背景

本件事案発生前、複数の生徒及びX顧問は自傷が疑われるAの傷に気づいていたが、学校としてこの事実についての認識を共有することはなかった。また、Aが、E大学進学について悩みを抱え、自死をほのめかす言動を行い、窓などから飛び降りるような動作をしていたことについても、複数の生徒は認識していたが、教職員は認識していなかった。

Aは、3年生時の6月12日に実施された学校生活アンケートで「安全でない場所がある」と回答していたが、学校としてその事実を認識したり 共有したりすることはなかった。

さらに、X顧問のF高校事案にかかる訴訟において明らかになった情報 についても、校長及び教職員は正確な認識を有していなかった。

2 本件事案への対応

(1) 全校生徒とその保護者への対応

2018年7月3日、自死を発見したAの母親から電話があり、学校は事案を認知し、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(以下「文科省手引き」という)に準拠した危機対応体勢を取ることを確認した。そして、県教委生徒指導課長への通知、男子バレーボール部員へのA死亡の事実の伝達を行い、その後、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(以下「背景調査指針」という)に基づき、全教職員や男子バレーボール部員からの聴取などの初期調査に着手した。

7月4日に臨時保護者説明会を開催した。また、7月13日には、Aの両親の要請に基づき、男子バレーボール部員を対象に書面によるアンケートを実施した。

バレーボール部の父母会が7月8日と9月1日に開催され、今後のバレーボール部の活動のあり方等が協議された。父母会は、10月9日にX顧問の指導再開の要望書を学校に提出した。

(2) 遺族への対応

7月3日、校長・Y担任・X顧問が弔問し、遺族から、報道機関によって広められたくない等の要望が出され、校長は、遺族の心情に寄り添うつもりであること等を伝えた。その後も随時弔問や報告等を行った。

7月12日、校長と副校長が訪問し、関係者からの聴取内容を報告し、いじめの事実は見あたらないこと、生徒からの聴取はこれで一区切りとす

ること、聴取内容を県教委に報告することなどを伝えた。この日、両親からは、X顧問の指導に問題があったのではないか、前任校でも事件を起こしているのではないかという指摘がなされ、県教委等第三者が介入して欲しいという希望や、遺書をX顧問にも見せて欲しいという要望が出された。校長は、遺書を見せることを了承するとともに、前任校での件は刑事事件化していない、X顧問の言動を隠蔽する気は全くなく、県教委とも相談しながら指導していくと答えた。

翌13日、校長が訪問し、X顧問に遺書を読ませたこと、男子バレーボール部員に再度書面アンケートを行うこと等を伝えた。

7月18日、校長と副校長が訪問し、13日の書面アンケートの結果、試合中交代時に何も声をかけないことがあった、練習中に怒鳴る、「バカ、アホ、頭悪い、それでもJOCか」などの言葉があった、高総体後に「ミドルとセッターのせいで負けた」と発言した、などの事実が出てきたことを報告し、X顧問の暴言というべき不適切な発言や調査が不十分であったことを謝罪した。また、校長として指導が至らず申し訳ないとも述べ、X顧問にバレーボール部の活動を自粛させていること、今後も控えさせることなどを述べた。さらに、校長として責任を感じているとして謝罪し、今後は本人を厳しく指導し、県教委とも情報を共有する、と述べた。

8月9日、校長及び副校長が、遺族宅を訪問した。遺族からF高校事案に関しX顧問は指導者として問題があるのではないかと指摘されたが、校長は、刑事事件は不起訴になっていること、民事訴訟でも新たな事実は出てきておらず、不登校やPTSDとの因果関係も認められていないことなどを述べた。また、遺族から、X顧問が個人的な責任追及をしたと指摘され、校長は「個人的な責任追及をしたとは聞いていない」と回答し、さらに、遺書を読んだが、誰か1人によって死を決意したとは思えない、などと述べた。

(3) マスコミへの対応

9月6日、岩手日報朝刊に、校長の言葉として「プレーへの厳しい指導はあったが、体罰や本人を追い込むような行き過ぎた言動はなかった。10年前の事件以降、十分に配慮して指導に当たっていた」との記事が掲載された。マスコミ各社が取材に訪れたが、校長は、上記記事内容と同様の説明を行うと共に、7月12日と7月18日に遺族に対しても行き過ぎた言動は見あたらなかった旨伝えた、との説明を行った。

(4) 県教委への対応

学校から県教委へは、事件発生当日に第一報をし、同日に指導主事が学校を訪問した。その後の緊急対応は、学校と県教委が協働して行った。

7月24日付で、校長から教育長宛に学校事故報告書が提出されたが、 既に学校が行ったアンケートにより顧問の不適切な言動が確認されてい たにもかかわらず、その事実は記載されていない。

(5) その他 略

第6 県教委の対応

1 本件事案発生までの状況及び背景

X顧問のF高校事案に関し、訴訟の過程で、X顧問が暴言を認めたり、生徒が体罰を認める発言をしたため、Dの両親は県教委に再調査を複数回求めていたが、県教育長は「事実関係は裁判の過程で明らかにされるもの」として、調査を行うことはなかった。なお、教育長は、X顧問は「パチンと手を挙げた」がそれは「気合いを入れる」ためのものと認識していた。また、F高校事案と本件事案を関連付けて対応することもなかった。

人事課長は、F高校事案と本件事案の関連性に関して、X顧問が、桜宮高校の事案以降体罰の問題を認識し、言葉遣いについても注意していると述べていたこと等から、両者の性質は異なると認識していた。

2 本件事案への対応

(1) 遺族への対応

県教委の関係者は、7月13日に遺族宅を訪問した。遺族からは「顧問のパワハラ、行きすぎた言動があったのではないか」との疑念が示され、 県としても調査を行うことを約束した。21日、再び遺族宅を訪問し、県 の調査方法の概要を説明して遺族の了解を得た。

その後7月25日から8月3日にかけて部員等の関係者53名の聴き取り調査が実施された。その調査において、X顧問の「バカ」「アホ」「それでもJOCか」「背は一番高いのにプレーは一番下手だな」など、具体的な発言内容がいくつか出てきた。県教委は、8月25日にその報告を遺族に行った。報告書を読んだ遺族から、暴行罪や言葉の暴力についての指摘がされ、県教委は、「体罰は認められない、100点満点の指導ではないので改善が必要なことに対しては指導していく」と回答した。

遺族は第三者委員会の設置を希望し、第三者委員会設置要綱は、10月 31日の県教委臨時会において議決され、2019年1月6日に第1回第 三者委員会が開催された。

(2) 当該学校への対応

ア 学校への対応

県教委は、7月3日、校長からの生徒指導課長宛電話報告にて事件を

把握し、その日のうちに生徒指導担当指導主事2名及びスクールカウンセラー2名の派遣支援を実施した。また、「背景調査指針」に基づき、学校を調査主体として基本調査を実施した。さらに、生徒指導担当が、その日の対応と今後の対応に係る確認と依頼を行い、翌日の保護者説明会は、生徒及び保護者の不安解消並びに二次的被害防止のため、生徒の心のケアに努めることを目的として行うことを確認した。

7月10日以降、学校と遺族の面談状況について学校から随時報告を受けた。7月13日及び20日には、学校が行った調査の報告書を受理し、7月24日には学校事故報告書も受理している。

イ 校長への対応

校長が、9月6日のマスコミ対応のなかで「いき過ぎた言動は見当た らなかった」というコメントを出したことについて、10月1日、発言 には慎重を期するようにという趣旨の指導を行った。

(3) マスコミへの対応

2018年9月6日、県教委は記者会見を行ったが、具体的な調査結果 や評価については言及していない。その後も、マスコミに対して、県教委 の調査結果を公表したことはない。

9月19日、教育長は、定例会見で、「体罰はなかった。強い口調による指導があったがさまざまな受けとめ方があって、力を伸ばそうという観点から行われていると聞いている」と述べた。

(4) 議会における対応

10月10日の決算特別委員会において、委員から、F高校事案の後に顧問を継続させたことの問題が指摘され、教育長は、F高校事案において県の主張が概ね認められていること、詳細については第三者委員会に委ねることを答弁した。教育長は、さらに、「実際の行動と、心に抱えている部分がいわばギャップを生じていたということが大きな要因ではないか、我々の受け止め方はそうなんですけど」と述べた。

第3章 本件自死と学校生活との関わりについての考察

第1 自死に関する精神医学的知見等

ア 児童青年精神医学の世界的なテキストとされているマイケル・ラター等による『新版児童青年精神医学』によると、児童・青年における自殺のリスク要因(危険因子)として、①遺伝的・生物学的要因(自殺の家族歴、精神障害の有病率等)、②社会的・人口統計学的要因(年齢、性別、人種、社会経済的状態)、③家族特性・子ども時代の経験(両親の精神病理、養育、虐待、家族の機能不全)、④子どものパーソナリティ性格特性・認知

様式、⑤環境要因、⑥精神的不健康(精神障害等)が挙げられている。

- イ WHOの「自殺を予防する-世界の優先課題」によると、自殺の主要な 危険因子を、①保健医療システム的危険因子、②社会的危険因子、③地域 的危険因子、④人間関係的危険因子(孤立感及び社会的支援の不足、人間 関係の葛藤・喪失等)、⑤個人的危険因子(絶望、精神障害、自殺の家族 歴、遺伝学的及び生物学的因子、過去の自殺企図、失業もしくは経済的損 失等)の5つの領域にグループ分けしている。
- ウ 文部科学省の「教師が知っておきたい自殺予防」においては、自殺に追い詰められた子どもに共通する心理として、①「ひどい孤立感」、②「無価値感」、③「強い怒り」、④「苦しみが永遠に続くという思い込み」、⑤「心理的視野狭窄」が指摘されている。

以下、上記精神医学的知見等に基づき、本件自死に関係する危険因子(要因)の検討を通じて、Aの自死の原因及び自死と学校生活の関わりについて考察する。

- 第2 本件自死に関する危険要因(因子)の検討
 - I 遺伝学的・生物学的因子、家族特性・児童期体験について

Aの家族には自死した者はおらず、精神疾患のある者も認められない。また、家族関係は良好であり、Aは愛情をもって育てられてきており、不適切な養育が行なわれたとは認められない。

Ⅱ 性格特性および精神障害について

Aの性格は、臨床において「うつ病の病前性格」として指摘されている性格と一致しているように思われる。しかし、Aの上記性格は周囲の人々からはたいへん優れた性格として一貫して肯定的な高い評価を受けてきており、また、かかる性格により学校生活、社会生活、家庭生活等で支障が生じていたと認めることもできない。したがって、Aの上記性格は個性の多様さとして通常想定される範囲内のものであったというべきである。

なお、Aが、自死の危険因子とされる不安障害、統合失調症、依存症、パーソナリティ障害等の精神障害を有していたと認めることはできない。

Ⅲ 環境要因(地域、友人・仲間)について

本件事案において、環境要因として検討する必要があるのは、地域、友人・仲間、そして学校生活に関連する要因であると考えられる。

この点、地域的要因が自死に関与した可能性は認められない。また、バレーボール部員やクラスメイト、友人との関係は良好であり、友人や仲間との関係が自死に関与した可能性も認められない。

- IV 環境要因(学校生活に関連する要因)について
- 1 身長が高いことに対する嫌忌の念と運動能力に対する劣等感

Aは、「自分は背が高いだけで運動能力は高くない」という思いを一貫して抱き続けていた。身長が高いことについては、嫌忌ともいえる感情さえ抱いていたと考えられる。

そして、この「背が高いだけで運動能力は高くない」という劣等感(自己評価の低さ)は、以下に述べるように、バレーボールの強豪校でやっていけるはずはなく、期待に応えることなどできるはずはないという思いを生じさせ、この思いはさらに強豪校に進学することへの強い拒絶感を生じさせることになった。そして、この拒絶感は、後述の「バレーボールをしていなければ自分には何もない」という認識との間に深刻な相克を生み出し、さらには、周囲の人たちとの認識のズレを自覚することによって、周囲から分断されているという感覚をも生じさせることになった。

- 2 E大学に進学せざるを得ない状況に至ったことによる絶望感
- (1) 強豪校でバレーボールを続けることについての不安と拒絶感

Aには、2年生の早い時期からバレーボール推薦によるE大学進学の話が出されており、Aの母もX顧問もE大学への進学を希望していた。しかし、Aは、同大学に進学してバレーボールを続けることについての不安や悩みを語るとともに、進学したくないという思いを語っていた。こうした思いの根底に、強豪大学の部活動における練習の厳しさや先輩への恐怖感とともに、「背が高いだけで運動能力の高くない自分が強豪校のチームでやっていけるはずがなく、期待に応えることなどできるはずがない」という思いが存在していたことは疑いない。

- (2) バレーボール推薦によるE大学への進学についての同意と内定 それにもかかわらず、Aは2年生時の11月にX顧問から希望進学先を 尋ねられて「E大学でお願いします」と回答し、翌年2月には、同大学バ レーボール部の監督に会い同大学進学が内定している。
- (3) E大学に進学せざるを得ない状況に至ったことによる絶望感 しかし、Aは、その後も、同大学に進学してバレーボールを中心とした 生活を送ることへの強い不安や恐怖、拒絶感を訴え続けていた。

また、Aは、同年12月ころ、友人に「手首を切ったことがある」と打ち明け、2年生の終わりころには、LINEに「俺死んじゃえばいい」「いなくなればいい」などと記載している。

このように、Aは、E大学に進学が内定した後も、バレーボール部でやっていけるはずはなく、期待に応えることなどできるはずはない、進学したくないとの拒絶感を増大させるとともに、同大学に進学せざるを得ない状況に至ったことに絶望感を抱き、死をも思い浮かべるようになっていたと考えられる。

なお、Aは、ある全国選抜において1次選考に合格したものの最終メンバーの12名には選出されなかった。このことが、自身の運動能力に対する劣等感やE大学でやっていけるはずはないという思いを増大させた可能性も否定できない。

3 「バレーボールをしていなければ自分には何もない」という認識と強豪校 でバレーボールを中心とした生活を送ることへの拒絶感との相克

Aは、上述のとおり、E大学に進学することについて強い拒絶感を抱いていた。しかし、他方で、Aは、「バレーボールをしていなければ自分には何もない」という認識も有していた。

そして、この双方の感情は、Aに、進むことも退くこともできない深刻な相克を生み出すことになったと考えられ、この相克も、将来への希望や生きる意味を見失わせ絶望感を抱かせる要因となったと思われる。

4 苦しみを分かち合えず理解してもらえないことによる孤立感と絶望感前記WHOの「自殺を予防する一世界の優先課題」によると、孤立感は、社会圏(パートナー、家族、仲間、友人そして重要な他者にあたる人々)から分断された感覚を持つときに起き、心理的ストレスを親しい人と分かち合えないときに生じることが多く、しばしば抑うつや孤独感、絶望感を伴うとされている。

Aは、周囲の人たちは自分の認識や思いとは異なり、背が高いことは恵まれた資質、才能であり、こうした資質、才能を生かすためにも強豪校である E大学に進学すべきであるとの認識や考えを持っていると感じており、こう した周囲の期待や評価に応えなければならないとの思いを抱いていた。

このように、Aは周囲の人たちと高身長であることについても進路についても認識の違いやずれが存在していると感じており、このことが周囲と分断されているという感覚を生じさせ、周囲の人たちには自分の苦しみを分かってはもらえない、分かち合うことはできないという思いを生み、孤立感や絶望感をもたらすことになったと考えられる。

なお、Aは、E大学進学についての不安、恐怖、拒絶感について、友人らには伝えているものの、両親やX顧問等の教員には伝えておらず、相談もしていない。これは、失望させることを恐れ、他者が求め期待する姿であろうとするAの性格によるだけでなく、自分の苦しみを分かってはもらえるはずはなく、分かち合うこともできないという強い思いによるものであった可能性も否定できない。

- 5 絶望感及び孤立感の増大と希死念慮の増強
- (1) 3年生進級後のAの状況

3年生進級後のAの状況は、前述の通りであり、E大学に進学せざるを

得ないことについての不安、恐怖、そして同大学に進学してバレーボール を続けたくないという拒絶感をより増大させるとともに、絶望感や孤立感 も一層深いものとなり、それとともに、希死念慮も強まっていったと考え られる。そして、その原因としては、次の3点を指摘することができる。

(2) 4月以降集中的になりかつ強まっていたX顧問の叱責及び暴言

- ア 4月以降に厳しさを増し集中的に行われるようになったX顧問の叱責が、Aのバレーボールに対する意欲を奪い取り、さらには自分の運動能力への劣等感とE大学のバレーボール部でやっていけるはずはないという思いをも増大させ、同大学に進学せざるを得ない状況に至ったことへの絶望感を一層深めさせることになったと考えられる。
- イ さらに、X顧問のAを叱責する際の発言、特に、「背は一番でかいのにプレーは一番下手だな」との発言や、「使えない」「お前のかわりなんていっぱいいるから、レギュラーじゃなくてもいいんだよ」などの発言は、バレーボールに対する意欲を奪い取るとともに、Aの上記劣等感と不安感ないし拒絶感を増大させ、同大学に進学せざるを得ない状況に至ったことへの絶望感を深めさせることになったと考えられる。なお、「使えない」という発言がAに与えた衝撃やダメージは極めて大きかったと思われる。

6月29日にも、AはX顧問から長時間にわたってかなり激しい叱責を受けているが、このX顧問の叱責が、それまでも増大し続けていたAの絶望感や孤立感をより一層深めることになったことは否定できない。

(3) 高総体敗北の責任は自分にあるという自責の念とX顧問の発言

- ア Aは、高総体で敗れた直後に、自分のせいで負けた旨の発言や、SN Sへの投稿をしている。この自責の念も、自分の運動能力への劣等感と E大学のバレーボール部でやっていけるはずはないという思いを増大 させ、同大学に進学せざるを得ない状況に至ったことへの絶望感を深め させることになったものと考えられ、さらには、取り返しのつかないことをしてしまった、自分は役に立たず価値がない人間であるという自己 否定の感情をも抱くことになったのではないかと考えられる。
- イ そして、こうした自責の念を抱いていたAに対して、X顧問は、部員らの前で、敗因はセッターとミドルであるAにあったという趣旨の発言を行っている。この発言が、自らを責め続けているAにとって、大きなダメージを与えるものであったことは想像に難くなく、また、Aの自責感情や自己否定感をも増大させるとともに、部内での居場所や立場がないという感覚を生じさせて孤立感をも増大させることになったと考えられ、さらには、E大学のバレーボール部でやっていけるはずはないと

いう思いを一層増大させ、同大学に進学せざるを得ない状況に至っていることへの絶望感をも深めさせることになったと考えられる。

- (4) 支援を得ることができなかったことによる孤立感
 - ア 前述したように、Aは、自死に至るまでの間、友人らに対して自死を ほのめかす言動を繰り返し行ったり、当該学校の学校生活アンケートに 「安全でない場所がある」と回答するなど、悩みや苦しみからの救いを 求めたSOSの発信と思われる行動を行っている。
 - イ しかし、このようなAの発信が受けとめられることはなかった。 当該学校は、学校生活アンケートへの「安全でない場所がある」との

Aの回答に何の対応も行っていない。また、生徒らはAの上記言動は冗談だと考え、あるいは対応方法がわからないまま受け流すしかなく、結果としてAの助けを求める声に応えることができなかった。

しかし、Aの上記言動は、死を考えるほどの激しい苦しみや不安、悩みから解放されたい、助けてほしいという、すがるような思いで発したSOSであった可能性がある。それにもかかわらず、Aは何らの対応もなされなかっただけでなく、苦しみや悩みについて受け入れてもらうことも、理解してもらうこともなかった。このように、何らの支援も受けることができなかったことが、Aの孤立感や絶望感を一層増大させることになったと考えられる。

- V 「心理的視野狭窄」について
 - 6月中旬以降、友人とのLINEに、死にたいほどの心の苦しみや痛み、助けて欲しいといった趣旨の訴え等が記されており、遅くともこのころには、苦しみの中で疲れ果て楽になりたいという心理状態となり、苦しみから脱出する方法として自死以外の方法を考えることができない心理状態(「心理的視野狭窄」)に至り、7月3日に自死するに至ったと考えられる。
- 第3 本件自死と学校生活との関わりについて
 - ア Aは、「自分は背が高いだけで運動能力は高くない」という思いを抱き続け、背が高いことについては嫌忌ともいうべき感情を、運動能力については強い劣等感を抱いていた。

そのため、Aは、バレーボールの強豪校であるE大学でやっていけるはずはない等の思いから、同大学には行きたくないと考えていたものの、周囲の期待に背くことができなかったこと等から、同校への入学に同意し、入学が内定した。しかし、Aは、その後も、E大学に進学したくないとの思いが増大するとともに、同大学に進学せざるを得ない状況に至ったことに絶望感を抱くようになった。

また、Aは「バレーボールをしていなければ自分には何もない」という認

識を持っており、この認識は、同大学へ進学することへの拒絶感が強まるに 従い、進むことも退くこともできない深刻な相克を生み出すことになり、こ の相克もAを苦しませ絶望感を抱かせることになった。

さらに、Aは、高身長であることについても進路についても周囲の人たちと認識の違いやずれが存在していると感じており、周囲と分断されているという感覚や、周囲の人たちには自分の苦しみを分かってはもらえないという思いを生み、孤立感や絶望感をもたらすことになった。

イ そして、3年生時の4月以降、集中的かつ激しさを増したX顧問の叱責、「背は一番でかいのにプレーは一番下手だな」「使えない」「お前のかわりなんていっぱいいるから、レギュラーじゃなくてもいいんだよ」などの発言、及び6月の高総体での敗退の責任が自分にあるという自責の念や、X顧問の敗戦の責任はAにある旨の発言によって、Aは一層バレーボールに対する自信を失い、E大学でやっていけるはずはないという思いも強まり、同大学に入学することの不安や恐怖、入学への拒絶感を深め、同大学に進学せざるを得ない状況に至ったことへの絶望感をさらに深めることになり、自己否定感や孤立感をも増大させることになった。さらに、SOSに対しても、周囲からは何の対応もされず、苦しみや悩みを受け入れられることも理解してもらうこともなかったことが、孤立感や絶望感を一層増大させることになった。なお、6月29日のX顧問の叱責や発言が、Aの絶望感や孤立感を、より一層深めることになった可能性も否定できない。

ウ そして、Aは、6月中旬以降には、心理的視野狭窄の状況に至り、7月3日に自死するに至ったと考えられる。

第4 遺書について

遺書では、高総体敗北についての自責の念や、X顧問の発言及びSOSに対して何らの対応もなされなかったことによる孤立感や絶望感については、直接的には触れられていない。

しかし、Aの自死の背景や原因として前記で指摘した

- ・身長が高いことに対する嫌忌ないし怨嗟の感情
- ・高身長であることに対する自分の思いと周囲の認識とのずれ及びこれに よる周囲と分断されているとの感覚
- ・E大学に進学しバレーボールを続けざるを得ないことに対する不安・恐 怖・拒絶感
- ・「バレーボールをしていなければ自分には何もないという」思いと大学 に進学してバレーボールを続けたくないという思いとの間の相克
- ・X顧問の叱責や暴言による自信の喪失と「使えない」などの発言によって受けたダメージ

・相談に乗って欲しいと切実に願いながらも、苦しみを分かってもらえる はずはないとの思いから相談できなかったことによる孤立感、絶望感 については、遺書においても自死の背景、原因として述べられており、こう した感情や感覚、絶望感や孤立感等が自死の背景・原因であったことが裏付 けられているということができる。

第4章 当該学校の対応についての検証及び考察

- 第1 本件事案に至るまでの対応についての検証及び考察
 - 1 F高校事案についての校長の認識と対応

F高校の事案について、当該高校の校長は、断片的な認識しか持っておらず、県教委の事情聴取によって明らかになっていた部員に対する暴行の事実や、一審判決が暴行や暴言を一部認定していることについては把握していない。そのため、校長の指導は不十分な指導にとどまってしまい、X顧問が自分の指導を反省することにはつながらなかった。

校長はX顧問の不適切な指導の実態や詳細を理解し、適切な対応をとるべきであった。ただし、校長が裁判の詳細を調べるのには限界があり、県教委によるサポートが不可欠であった。しかし、県教委における情報伝達や状況理解のあり方に問題があったため、上記サポートはなされていなかった。

2 部活動指導に関わるガイドライン等についての校長の認識

また、校長は、各種ガイドラインについては、職員会議で自身の口から伝えたとし、これらのガイドラインでは、暴力だけでなく、暴言を含めて禁止されていることは理解していた。

しかし、聞き取り調査において、校長は、問題となる暴言とは、自死・自 傷の原因になるものに限られ、誰から見ても自死に追い込むような指導では なければ問題にならず、非違行為にも該当しないと捉えていたかのように述 べている。

そして、校長のガイドライン等についての認識がこの程度にとどまっていたため、校長は、各種ガイドラインに照らしてX顧問の発言が適切かどうかを判断する姿勢を有しておらず、またガイドラインの方針や内容を教員に熟知させ、指導に生かされているのかについて管理するという姿勢も有していなかった。

3 学校生活アンケートへの対応

前記の通り、2018年6月12日の学校生活アンケートにおけるAの「安全でない場所がある」との回答に対して、当該学校では何らの対応も行っていない。

文科省の「いじめ防止等のための基本方針」では、アンケート調査等にお

いて児童生徒がSOSや情報を出したときは必ず学校が対応することを徹底するとされており、また、いじめにかかわるあらゆる場面で、学校内での情報の共有の徹底を繰り返し指示している。

こうしたいじめ防止推進法の概要や理念から見ても、Aの回答に対して何の対応も行わなかった当該学校における生活実態アンケートの取り扱いは 杜撰と言わざるを得ず、法律の理念や国が示している基本方針を遵守し、校 内の体制や基本方針の見直しを行う必要があると考える。

4 自死の危険性についての学校(顧問、担任等)の認識と対応

本事案では、多くの生徒がAの自傷行為を認識し、X顧問も左腕の内側にあざのようなものがあるのを認識していたが、こうした情報が、教員間で共有されることはなかった。また、Aは友人らに自死をほのめかす発言を行ったり、自死のデモンストレーションのような行動をしたりするのを目撃されているが、これらについても生徒から教員等の大人に伝えられることはなかった。E大学進学についての悩みについても、教員等に伝えられることはなかった。

もし、上記情報のいずれかでも、養護教諭、担任等の教職員に伝えられていたなら、専門家のカウンセリング等につなげられるなど、自死を防止するための何らかの対応ができた可能性もあったと思われる。

5 当該学校における情報共有の問題

F高校事案では、事案や裁判の内容についての情報が共有されず、X顧問の指導の問題も校長や他の教職員間で共有されず、見過ごされることになった。学校生活アンケートについても、Aの回答を拾い上げ、その情報を共有し、対策を講じる姿勢に欠けていた。Aの自傷等自死に関わる情報を生徒から拾い上げたり、教職員の間で共有されたりすることもなかった。Aの進路に関わる悩みや葛藤が教職員の間で汲み取られることなく、将来に対する目的意識をAに持たせることにもつながらなかった。

第2 本件事案発生後の対応の妥当性についての考察

1 全校生徒とその保護者への対応

当該学校は事案発生後、県教委の助言に基づいて「文科省手引き」や、「背景調査指針」に基づいた対応をとっており、その点に問題は見られない。

2 遺族への対応

F高校事案について、裁判の過程で暴言を含む不適切な指導が明らかになっていたにもかかわらず、「民事訴訟でも新たな事実は出てきていない」等の説明を行い、その後の不信感を招く要因にもなった。

また、「文科省手引き」では、不都合な事実でも向き合っていく姿勢を示すことが重要であるとされ、早い段階で教師の不適切な対応はなかったと決

めつけてはならないとされているにもかかわらず、遺族に対して校長が「誰か1人によって死を決意したとは思えない」と述べるなど、文科省が示している指針等に反する発言等が行われていると言わざるを得ない。

3 マスコミへの対応

当該学校は、マスコミに対して、7月18日の遺族との面談の際に、いき 過ぎた言動は見あたらなかったとの説明をしたと述べている。しかし事実は、 書面アンケートの結果を報告し、X顧問の暴言と言うべき不適切な発言が行 われていたことが調査で分かったと述べ、調査が不十分であったとして謝罪 しているのであり、この事実と上記マスコミへの説明との隔たりが遺族の不 信感を増長させる結果となった。

4 県教委への対応

当該学校が県教委に提出した学校事故報告書には、当該学校における対応を適切に評価・点検し、再び悲惨な事案を起こさないために、調査で明らかになった事実を明記する必要がある。しかし、上記事故報告書には、X顧問の不適切な言動について記載されておらず、学校事故報告書の趣旨にもとるものといわなければならない。

第5章 県教委の対応についての検証及び考察

第1 本件事案に至るまでの対応についての検証及び考察

F高校事案の裁判の過程で、X顧問は「ふざけるな」「なめるんじゃねえぞ」と強く発言し、何度か拳で机をたたき、鍵を壁に投げつけたことはあったが、遠征を無断欠席したことに係る正当な指導であると主張し、また、暴行に関しても、部員の頭や顔を両手または片手でたたいたことはあるが、部員に気合いを入れる目的でたまにこうした行為に及んだに過ぎず、特段強度でも執拗でもなかったと主張していた。

また、職員課の職員が、バレーボール部の元部員らに聴き取り調査を行い、平手打ちやビンタが行われ、罵声もほぼ毎日あったことが確認されていた。

そして、第一審判決では、Dへの暴行は認定されなかったものの、教官室に呼びだして1時間にわたって叱責しその際鍵を壁に投げつけたり机を叩いたりした事実やDを含む部員に対して「でくの坊」「お前は駄馬だ」「駄馬がサラブレッドに勝てるわけねえんだ」「馬鹿野郎」「お前のせいで負けたんだ」などと激しく怒鳴りつけた事実については認定され、また、D以外の部員に対して、頭や顔を両手又は平手で叩いた事実についても認定されていた。

県教委の担当者は、X顧問の供述や主張を知る立場にあり、また、自らの 調査で暴行の実態を確認していたのにも関わらず、壁に鍵を投げつけたり、 机を拳でたたいたりした行為は認められたが、日常的な暴言や暴力について はD及び他の生徒に対しては認められていない、また、PTSDとの因果関係は認められなかったという判決の一部のみを強調し、実際に行われていた X顧問の指導の内実を軽視し、再発防止に生かそうとする姿勢に欠けていた。

しかし、裁判の過程で暴力や暴言を含んだ不適切な指導の実態が明らかになっていたのであり、少なくともその時点において、再発防止のためにも裁判の情報を校長に正確に伝えるとともに、それが的確にX顧問の指導に生かされているのか、そして、現状のX顧問の指導において同様の問題が発生していないかを、県教委として確認し、指導し、対応する必要があった。

それを怠ったことが、前述した当該学校校長の不十分な監督・指導につながり、また本件事案へとつながった可能性は否定できない。

第2 本事案発生後の対応の妥当性についての考察

1 遺族への対応

県教委は遺族に対して、事案に関わる調査、報告、第三者委員会の設置などの対応をとってきた。これらに関わって、手続上の問題は見られない。

2 当該学校への対応

(1) 学校調査への対応

県教委は、学校調査に関わって対応をとっているが、そのプロセスにおいて、特段の問題は見当たらない。

(2) 校長への対応

県教委は、校長が2018年9月6日、マスコミに対して「いき過ぎた 言動は見当たらなかった」というコメントを出したことにつき、10月1 日、発言には慎重を期するようにという趣旨の指導をしたが、対応の遅れ があったのは否めない。

3 マスコミへの対応

県教委は、9月6日の時点で「第三者委員会に判断を委ねる」としていた にもかかわらず、9月19日には「(指導と) 自死と結び付けることは難し い」との判断を述べている。上記の姿勢には一貫性が見られず、遺族を不快 にさせたことは否めない。

4 議会への対応

教育長は、議会での答弁の中で「第三者委員会での審議に委ねる」姿勢を示しながら、「一つの事が原因ではない、教員の指導等との因果関係というものは方向性を見出すことができない、実際の行動と心に抱えている部分が、いわばギャップを生じていたということが大きな要因ではないか」という答弁を行っている。しかし、第三者委員会の判断に委ねたのであれば、本件事案の評価に関わる答弁は差し控える必要があったといわなければならない。

第6章 再発防止策の提言ー岩手モデルの策定ー

3つの方針と、その方針を実現するための取り組みについて提言する。 <方針1> 悩みや苦しみを抱えた生徒が援助希求できる体制の構築

1 子どもの自死に関する教職員の対話的な学び

学校の相談体制整備の前提として、まず、それを担う教職員一人一人が自死の問題に真摯に向き合い、より深く学習する必要がある。そして、教職員を対象とした研修プログラムは、子どもの自死の実態、自死の心理、自死の危険因子、保護因子、自死直前のサイン、自死の危険が高い子どもに気がついたらどのように接したらよいか、いかにしたら子どもたちが悩みや苦しみを相談しやすい校内の雰囲気を醸成できるか、校内における連携の在り方、保護者や医療機関等との連携と協力をどうするかなど、自死予防に関する正確な知識を学ぶ必要がある。また、いざというときに的確に動くことができるようにするために、研修の形式は情報伝達の座学のみにしてはならず、ディスカッションやロールプレイ等取り入れた、対話的なものにする必要がある。保護者や地域とともに自死対策に取り組む機運を高めていくため、学校は、研修を行うことを生徒、保護者、地域にも広報し、その実践に対して保護者、地域からの評価も行えるようにすることも提言したい。なお、研修は単発的であってはならず、県教委も積極的に支援と評価を行い、体制整備に関与していく必要がある。

2 生徒からの声をすくい上げ対応することができる体制の構築

子どもたちの悩みや問題に気がついた教職員は、それを一人で抱え込まず、 相談チームで対応すべきであり、学校だけでの対応が困難な事案については、 速やかに外部の専門機関と連携、協働して、これに当たるべきである。

相談体制を構築し運用していくことは、一部の教師やカウンセラーの役割ではなく学校全体での取り組みである。養護教諭は相談体制に必須の人材であり、業務が過重にならないよう配慮する必要がある。メンバーによる会合は定期的に開催し、相互に意見と情報を共有するなかで、個別援助の方針を決定していくことが大切である。生徒からのアンケート調査等の情報もいち早く共有し、生徒からの気になる情報があった場合の対応分担についても明確にしておく必要がある。

こうした相談体制は、いじめ防止対策等既存の相談体制とチームの活動に、 自死防止の視点を盛り込み、学校全体として、いじめに限らず生徒が抱えて いる悩みや不安全般について相談に乗り、情報を共有し対処していくことが 現実的な対応と言える。

なお、管理職には、校内及び校外の機関との連携による相談体制が、実効性を持って継続できるようなマネジメントが求められる。県教委もまた、学

校を他の専門機関とつないでいく活動を支援し、人事的な配慮と支援を行ったり、コーディネートしたりする役割が求められる。

3 生徒への援助希求行動の啓発

2017年に改訂された「自殺予防総合対策大綱」では、SOSの出し方に関する教育の推進がうたわれている。しかし、SOSの出し方教育についての研究では、危機的状況に陥っている子どもは、信頼できる大人の存在を感じられなくなっているため、たとえSOSの出し方を学んだとしても自ら危機を積極的に訴えないことが指摘されており、そのため、重視すべきはSOSの出し方ではなく、SOSの受け皿、特に教職員の受け止めこそが重要であるとされている。したがって、前述した教師の学びや校内の相談体制の整備とともに、教職員のSOSの受け止め方についての教育を組み合わせて実践することが重要である。

また、本件事案では、Aから友人らへ様々なSOSと思われるメッセージは発信されていたが、そのメッセージが教師に伝えられることはなかった。したがって、援助希求の出し方だけではなく、発せられた援助希求の受け方とその後の対応、すなわち、SOSを感受した生徒がその際にどのように対応し、その後、教員らの大人にどのように伝えていくか、についての教育が極めて重要である。生徒に対して、具体的な実習を通して、実際にそのような状況に遭遇したとき、戸惑うことなく対応できるようにするための教育と、大人に繋ぐための教育を行う必要がある。そして、生徒に対する教育の内容としては、思春期の心のあり方や病について、ストレスの自覚やその対処方法など、広がりのあるものとし、現状の教育指導などと結び付けて計画していくことが現実的で実効性のあるものになると考える。なぜなら、自死予防に特化した内容を学ぶための時間を個別に確保することが難しいという学校の現状があり、また、各教科などの枠組みで取り上げる方が、年間、年度を通じて、あるいは学校をまたいでも継続的に教育することが可能になるからである。

なお、こうした、援助希求行動の啓発等に関しては、文科省の「子どもに伝えたい自殺予防一学校における自殺予防導入の手引き一」等が存在するが、まだ試行錯誤の中にあるというべき状況にあり、岩手県の実情に根差した独自のプログラムの開発を、学校、県教委、関係諸機関の協働で行っていく必要がある。

さらに、自死予防は単に学校の中だけの問題ではない。「自殺予防大綱」も自死のない住みやすい社会の創造を求めており、地域こそが自死予防の重要な担い手であるといえる。県や市町村も自死予防の計画を立てることが法的に義務づけられており、学校は、これらの計画にそって地域と手を取り合

い、ともに主体的に歩んでいくことが求められる。

<方針2> 生徒の主体性を育む指導体制の構築

1 実際の事例の問題点を正確に把握し、共有するシステムの構築

X顧問のF高校事案における問題について、当該学校及び県教委には、① 正確な事実認識、②適切な評価・対応、③的確な情報共有のいずれもが欠けていたと言わざるを得ない。それ故、X顧問の指導の何が問題であったのかが客観的に検証されることはなく、X顧問も自身の指導のどこに本質的な問題点があり、改善が必要なのかという認識を持つことができず、そのことが、本件事案の不幸な結果に繋がる一因となってしまったと考えられる。

このような、実際に生徒から不適切指導の訴えがあった事例への対応の不十分さないし欠缺については、今後の事案発生の予防のためにも必ず改められなければならない。まず、①正確な事実の確認に当たっては、教師本人に不適切指導の有無を確認するだけでなく、他の教師、生徒、保護者などに広く確認をしなければならない。また、②「何が不適切指導に該当するのか」という評価についても、生徒の尊厳を損なったりいたずらに心情を傷つけたりするような言動があり、それによって実際に自尊心を傷つけられたり辛い気持ちを抱えたりする生徒がいたのであれば、その指導は不適切であると言わなければならない。指導が適切か不適切かは、第一義的には被害を受けた側の気持ちに立って検討されなければならず、仮に、客観的に公正に見て不適切との評価はできないという認定に至ったとしても、被害を訴えている生徒がいる以上、そうなったことの原因究明や現況のケアは真摯になされなければならない。そして、③誰の、どのような指導が、何故不適切であったのか(生徒が何故どのように傷ついたのか)についての情報は、同様の事態の発生を防ぐために、的確に広く共有されなければならない。

今後、学校や県教委は、上記観点に立ち、事例と真摯に向き合い、そこから展望を切り開くことが求められる。学校及び県教委は、これまでの①~③にかかわる指針やガイドラインを確認し、本件事案が発生した理由を明らかにしていくとともに、改めて生徒の立場に立って①~③が確実に実行できるような体制を築いていくことが求められる。

2 ボトムアップによるガイドラインの展開

これまで教育現場には様々なガイドライン、指針、手引きなどが示されてきた。しかし、当該学校においては、文科省やスポーツ庁の部活動に関するガイドラインは職員会議等で教職員に伝達されていたものの、その内容は十分に伝わっておらず、その結果、校長とX顧問は内容を熟知しておらず、指導に生かす姿勢にも欠けていた。学校生活アンケートに関しても、「いじめ

防止等のための基本方針」では、学校内での情報共有の徹底が求められていたにもかかわらず、Aの「安全でない場所がある」というSOSは見過ごされることになった。

こうした当該学校の状況からすると、ガイドラインや指針等をトップダウンの伝達によって実現するのには限界があると言える。そのため今後は、ガイドラインなどを通知・通達したり、伝達したりするだけにとどまらず、教育現場の発想やアイディアを集約して、ガイドラインを改良することを認めたり、あるいは、それら各学校のアイディアを集約した岩手県のガイドラインをつくりだしたりできるような、ボトムアップの流れを展開していく必要がある。県教委には、そのような取り組みが可能となるような時間やゆとりを教育現場に保障するとともに、県内の学校で共有できるようなシステムを築いていくことも求められる。

3 選択する力を育てる進路指導

本件事案において、AはE大学への進学について深い悩みを抱えていた。 国の調査結果においても、「学校的背景」「学校問題」を動機・原因とする 児童・生徒の自殺のうち「進路問題」を動機・原因とする自殺が1位を占め ている(平成26年、内閣府・警察庁)。したがって、高校生の自死予防対 策として「進路に関する悩み」へのアプローチが重要と考えられる。

そして、「進路に関する悩み」へのアプローチとして重要なのは、「進路指導」である。進路指導とは、「生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう、指導・援助すること」であり、「進路指導の取組は、キャリア教育の中核をなすということができる」とされている(「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書〜児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために〜」)。そのため、『高等学校学習指導要領』(平成30年告示)の総則においても、生徒が、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるようキャリア教育の充実を図るべきであり、その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう組織的・計画的な進路指導を行うこととされている。

しかし、当該学校におけるAに対する進路指導・キャリア教育は、Aの能力・可能性をバレーボールの面だけから判断して行われており、社会的評価の高い大学への合格をめざす、旧態依然のいわゆる「出口指導」的傾向が強かったと言える。その結果、「生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう」に行われるべき進路指導・キャリア教育にはつながらず、Aは進路への悩みを一因として自らの命を絶つことになって

しまった。また、2年生後半という早い時期に進学先が内定したこともあり、 学校全体の教職員の連携のもとでの進路指導・キャリア教育が行われていた とも言い難い。したがって、今後の進路指導・キャリア教育においては、生 徒自身が、自らの人生をどうしたいのか真剣に考え、選び、実現していくこ とを支援するための指導・教育が、教職員の連携のもとで行われていく必要 がある。

さらに、スポーツに関わるキャリア教育・進路指導においては、スポーツキャリア全体を含めた長期的な視点が重要であり、「デュアルキャリア」の視点が重視されている。したがって、当該学校においても、各生徒の専門性をふまえつつ、それのみに固執しない進路指導・キャリア教育が行われる必要がある。

なお、上述した問題は当該学校以外の学校においても指摘できる。したがって、県教委には、『学習指導要領』などに基づく進路指導・キャリア教育とともに、部活動で磨かれる専門性だけに依存しない進路指導・キャリア教育も推進していくことが求められる。その際には、当該学校に対する指摘と同様に、部活動で磨かれる専門性に進路の選択肢を絞るのではなく、複数の進路・キャリアに視野を広げていく必要がある。具体的には、このような進路指導・キャリア教育を実現する方法を、当該学校を始めとする県内の各学校において生み出し、それを県教委の責任のもとで共有していくことが求められる。

4 生徒の主体性を育む条件整備

当該学校の魅力の1つには、生徒一人一人が目的意識を持って部活動に参加し、専門性を高めていける環境が挙げられる。今後もその特徴を生かし、より魅力的な学校にしていくために、部活動への参加・不参加の自由を制度的に位置づけることを求めたい。

当該学校においては、多くの生徒が主体的に部活動に参加しているものの、 参加することが辛くなったときに一時的に離れたり、退部や転部をしたりす ることが困難な環境にあった。Aが在籍した当時における当該学校の生徒会 会則第57条には「本会会員は、必ずいずれかの部または同好会に所属しな ければならない」と定められ、また、当該学校の推薦入学者選抜実施概要の 推薦基準も、スポーツ推薦で入学した生徒に対して、その部活動を3年間継 続することを心理的に強制しかねないものとなっていた。

しかし、スポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインFAQ」において、部活動は同好の生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、各学校においては、生徒の自主性を尊重し、部活動への参加を強いることがないよう留意しなければならないと指摘している。

したがって、当該学校においては、上記会則や推薦基準を修正することが 求められる。まず、推薦入学者選抜実施概要に、「3年間にわたってその部 活動を続けることを強制したり、学校に所属する条件としたりするものでは ない」との主旨の文章を追記する必要がある。また、上記生徒会会則第57 条も、生徒会会則第11条に則って生徒総会の審議・承認によって、削除す るか、義務としない規定に変えていく必要がある。このように学校生活で生 じた問題を生徒自身で変えていく行動は、クラブの語源に含まれる「自治」 とつながる行為でもあり、部活動の条件整備を生徒主体で整備していく意味 を持つからである。

なお、本報告書作成時点において当該学校のホームページに掲載されている「令和2年度 学校部活動に係る活動方針」には、「部活動は生徒の自主的、自発的な活動を推進するものであり加入は任意である」と記載されており、上記生徒会会則57条とは異なる活動方針が示されている。しかし、この活動方針の定立とともに、上記生徒会会則57条についても改正がなされているか否かについては明らかではない。もし生徒会会則が改正されていない場合には、生徒自身により生徒総会で改正に向けた議論を行う必要がある。また、仮に、既に生徒会会則の改正がなされている場合には、生徒会がどのように問題を自覚し、学校全体に問題を投げかけ、任意参加へと修正するに至ったのかについて報告・公表することが求められる。

最後に、県教委においても推薦入学者選抜実施概要において当該学校と同様の条件を定めている学校の有無を調査し、各学校に対策を講じるように求めていく必要がある。さらに、生徒会の会則等で部活動や同好会活動が義務付けられている学校も調査し、その結果を公開するとともに、会則等の見直しを生徒(会)主体で行うよう各学校に働きかけていくことも必要である。

上記に示した、部活動への参加・不参加の自由を制度的に位置づける取り 組みによって、より主体的に部活動に取り組める慣習や環境を生み出してい くことが期待される。

<方針3> 提言に基づく「岩手モデル」の策定と発信

最後に、これまで述べた方針と提言をふまえて、「岩手モデル」を策定し、 発信することを提言しておきたい。

本委員会としては、上記方針及び提言が単なる努力目標とされてはならず、 県教委の主導の下で確実に遂行されなければならないと考えている。そのた め、提言において示した課題を一つ一つ確実に実行し(なお、適宜、進捗状 況を公表すべきである)、下記「岩手モデル策定に向けたチェックリスト」 欄に記載するとともに公表していくことを求めたい。この作業を通じて、自 死予防対策及び生徒の主体性を育む指導体制の構築について地域の実情に 根差した「岩手モデル」が策定され、発信されることを、心から願うもので ある。

	岩手モデ	ル策定に	向けたチェ	ェックリ	リスト	
1.	悩みや苦しみを抱えた。	生徒が援	助希求でき	きる体制	別の構築	
	当該学校を中心に自列	E予防に関	員する教師	iの対話	:的な学びを:	実践すると
	ともに、一貫した研修の	システム	を構築し	、それを	2県内の学校	で共有する。
	(公表年月日	年	月	日)		
	当該学校において自然	死予防に	関する学院	内及び	学外の相談体	▲制を整備す
	るとともに、その成果を	を県内の学	学校で共有	する。		
	(公表年月日	年	月	日)		
	当該学校において、対	計話的な 活	動を含ん	だ、援	助希求行動は	こ関する生徒
	への啓発のプログラムを	を整備、実	践し、その	の成果を	*県内の学校	で共有する。
	(公表年月日	年	月	日)		
2.	生徒の主体性を育む指	導体制の	構築			
	今回の事案に関わって	、問題の	かる指導	に関わ	る①正確な事	事実認識、②
	適切な対応・評価、③的	対確な情報	段共有がで	きなか	った理由を、	. 当該学校と
	県教委の関係者によって	て明らかに	こし、あら	たに①	~③が確実は	こ遂行できる
	方法を示し、県内の学校	交で共有す	する。			
	(公表年月日	年	月	日)		
	国の省庁や県によるオ	<i>i</i> イドラィ	インなどを	・トップ	ダウンで伝え	達するだけ
	でなく、教育現場の発想	や問題意	意識によっ	て改良	し、県内の特	学校に周知で
	きるようなボトムアップ	プの流れる	を展開し、	その成	果を共有す	る。
	(公表年月日	年	月	日)		
	部活動に依存した進路	各指導・キ	テャリア教	育の問	題点を示し、	生徒に選択
	する力をつける進路指導	草・キャリ	ア教育の	方法を	示し、当該等	学校において
	実践するとともに、県内	内の学校で	で共有する	0 0		
	(公表年月日	年	月	日)		
	部活動への参加が義務	•				13.22
	し、各学校に参加が強制		-			
	を見直すように働きから				:校で共有す	る。
	(公表年月日	,	月	日)		
	提言に基づく岩手モデ					
	上記のすべての取り組	みの成果	をまとめ	て、「ネ	占手モデル」	として発信

する。

(公表年月日 年 月 日)

別紙1 アンケートの結果

学年別回答数

学年	総計	(%)
1年生	86	34.8
2年生	66	26.7
3年生	86	34.8
不明	7	2.8
総計	247	100

匿名での回答か、顕名での回答か。

兴 左	置:	 名	顕:	名	(空白)	総計
学年	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	7形百1
1年生	19	22.1	67	77.9		86
2年生	10	14.9	55	82.1	2	67
3年生	15	17.4	71	82.6		86
不明	4	50.0	4	50.0		8
総計	48	19.4	197	79.8	2	247

問 2 - 1選択

指導者による何らかの「暴力」が許される状況もありうると思いますか?

学年	そう	思う	そう思わ	わない	わから	ない	(空白)	総計
子平	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	(%)	(全日)	邢心百1
1年生	7	8.1	64	74.4	15	17.4		86
2年生	5	7.5	57	85.1	3	4.5	2	67
3年生	8	9.3	64	74.4	13	15.1	1	86
不明	1	12.5	2	25.0	4	50.0	1	8
総計	21	8.5	187	75.7	35	14.2	4	247

問 2 - 2選択

指導者による「暴言」、または、人を傷つけるような言葉や態度が許される状況もありうると 思いますか?

	そう思う		そう思わない		わからない		(かん)	総計
学年	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	(%)	(空白) —————	7600百1
1年生	10	11.6	65	75.6	11	12.8		86

2年生	6	9.0	53	79.1	7	10.4	1	67
3年生	15	17.4	54	62.8	16	18.6	1	86
不明	2	25.0	2	25.0	3	37.5	1	8
総計	33	13.4	174	70.4	37	15.0	3	247

問2-4選択

指導者による「暴力」が行われていると感じたことがありますか?

学年	あ	3	な	い	(空白)	総計
子午	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	- ボひ音
1年生	4	4.7	82	95.3		86
2年生	2	3.0	63	94.0	2	67
3年生	1	1.2	85	98.8		86
不明	1	12.5	6	75.0	1	8
総計	8	3.2	236	95.5	3	247

問 2 - 5選択

あなたは、指導者による「暴言」、または、人を傷つけるような言葉や態度が行われていると感じたことがありますか?

学年	ある		ない		(空白)	総計	
	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	形心員	
1年生	12	14.0	74	86.0		86	
2年生	12	17.9	53	79.1	2	67	
3年生	8	9.3	76	88.4	2	86	
不明	2	25.0	5	62.5	1	8	
総計	34	13.8	208	84.2	5	247	

問2-6選択

A さんが所属していた男子バレーボール部で、指導者による「暴力」が行われていたことを見たり、聞いたりしたことがありますか?

————	ある		ない		(空白)	総計
学年	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	700百1
1年生	2	2.3	84	97.7		86
2年生	3	4.5	62	92.5	2	67
3年生	1	1.2	84	97.7	1	86
不明	0	0.0	7	87.5	1	8

問 2 - 7選択

A さんが所属していた男子バレーボール部で、指導者による「暴言」、または、人を傷つけるような言葉や態度が行われていたのを見たり、聞いたりしたことがありますか?

————— 学年	ある		ない		(空白)	総計
	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	邢心百!
1年生	8	9.3	78	90.7		86
2年生	10	14.9	54	80.6	3	67
3年生	8	9.3	76	88.4	2	86
不明	1	12.5	6	75.0	1	8
 総計	27	10.9	214	86.6	6	247

問 2 -8選択

近年、部活動の指導において、体罰だけでなく、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為が認められていないということを知っていますか?

———— 学年	ある		ない		(空白)	総計	
	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	邢心百Ⅰ	
1年生	60	69.8	26	30.2		86	
2年生	48	71.6	17	25.4	2	67	
3年生	70	81.4	14	16.3	2	86	
不明	6	75.0	1	12.5	1	8	
総計	184	74.5	58	23.5	5	247	

問3-選択

あなたは、Aさんと会話をしたり、一緒に行動したりしたことがありますか?

学年	ある		ない		(空白)	 総計	
	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	邓心百!	
1年生	14	16.3	71	82.6	1	86	
2年生	10	14.9	56	83.6	1	67	
3年生	46	53.5	39	45.3	1	86	
不明	3	37.5	4	50.0	1	8	
総計	73	29.6	170	68.8	4	247	

※なお、明らかに保護者が記載したと思われる回答が2件含まれていたが、保護者が生徒本人の意思を代筆したものか、保護者自身の意見を書いたものか判断ができなかったこと、全体に対して有意な影響を与える件数ではなかったことから、とくに統計からは除外していない。

調査報告書提出を受けての今後の対応等について

教育委員会事務局

1 今後の対応等について

調査報告書の概要報告や今後の対応の説明・協議のため、以下の会議を開催。

7月22日(水) 当該校校長に調査報告書概要版を手交

7月27日(月) 教育委員会事務局総括課長会議

当該教諭前任校校長に調査報告書概要版を手交

7月30日(木) 教育委員会議臨時会

第2回総合教育会議(臨時会)

8月3日(月) 臨時県立学校長会議

各校で、部活動指導等が適切に行われるよう徹底する。

8月4日(火) 県議会常任委員会

2 再発防止「岩手モデル」策定委員会(仮称)について

調査報告書の提言を踏まえ、再発防止「岩手モデル」策定委員会(仮称)を設置 し、その下にテーマごとに8つの小委員会をおいて、再発防止に向けた具体的な内 容の検討を進めていく。

(1) 自殺予防教育検討小委員会

悩みや苦しみを抱えた生徒が援助希求できる体制構築の検討

(2) 人事管理等検討小委員会

問題のある指導に関わる①正確な事実認識、②適切な対応評価、③的確な情報共 有ができなかった理由の解明、①~③を確実に遂行できる方法の検討

(3) 体罰・暴言等防止マニュアル・ガイドライン検討小委員会

ボトムアップによるマニュアル・ガイドライン等の策定・改良の検討

(4) 管理職研修等検討小委員会

再発防止に向けた管理職研修の検討

(5) 部活動指導者研修等検討小委員会

再発防止に向けた部活動指導者に対する研修体制の見直し・再構築の検討

(6) 進路指導・キャリア教育検討小委員会

進路指導・キャリア教育の問題点を検証し、新たな進路指導・キャリア教育の方 法の検討

(7) 部活動参加体制等検討小委員会

部活動強制参加体制の見直し、推薦入試における基準の見直しの検討

(8) 「岩手モデル」の発信

各小委員会での決議事項等を広く発信